令和元年度特別部会報告書骨子（素案）「５．性的搾取等への対応」

第４回特別部会　資料４

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **区分** | **対応案** | **内　容** |
| **規制について** | ●条例による対応 | ・SNS等インターネットの普及に伴い、青少年がSNS等を通じて知り合った大人から性被害に遭う事例が起きており、淫行や児童買春を求める行為については、児童と大人が実際に会うことで被害が発生することから、本体行為に対する規制を強めることが被害の未然防止に繋がる。  ・現在、国において刑法改正の議論がなされているところであり、現行規定の範囲が刑法の処罰範囲に含まれる可能性もあることから、本来はその結論を踏まえて条例改正の検討をすべきであるが、現行規定で対象とならないような行為についても被害が確認されており、条例改正も含めて検討すべきでないかとの意見があった。  各委員からの具体的な意見は次のとおり  ⅰ）青少年が弄ばれ心身に有害性が残るような行為を処罰すべきという趣旨は理解できるが、刑罰法規である以上、構成要件の明確化が必要であり、刑法の準強制わいせつ、準強制性交等の要件を緩めるような形で規定してはどうか。  ⅱ）青少年は判断能力が未熟で、性行為を行うことの重大さを認識していない場合もあるため、青少年の心身の未熟さに乗じた手段については規制対象とすべき。  ⅲ）利益供与等がなく、SNSで性的な興味をひくようなやりとりをした上で青少年側から大人に性行為等を持ちかけた場合も、  　　 　　・性的な興味をひくように大人側が仕向けている場合がある  　　　　　・判断能力が備わっていない青少年は性的自立ができているというわけではない  といった理由から、規制の対象とすべき。  ⅳ）昭和60年最高裁判決の趣旨は受け継ぎ、真摯な恋愛における性行為等は処罰の対象とせず、判決と同等あるいはそれに準ずる範囲を規制すべき。 |
| ●国への法改正の働きかけ | ・いわゆる淫行処罰規定については、各都道府県条例において地域の特殊性を前提に議論の上、規定されてきた。しかしながら、交通網の発達により都道府県を越えての移動は容易となった上、インターネットやSNSの普及により社会の情報環境は劇的に変化し、インターネット上で人々が知り合い、時として都道府県を越えて青少年が悪意ある大人からの被害に遭うようになっている。  ・刑法改正の議論の中では、児童福祉法や都道府県の淫行処罰規定を含めた法体系全体として対処することが可能であることから、いわゆる性交同意年齢の引き上げが見送りになっているが、本来は必要な規制は中央立法で行うことが妥当であり、都道府県条例での規制は中央立法の受け皿としてその有効性が検証されるべきである。  ・現在、国において刑法改正の見直しを検討すべきかの議論に向けての情報収集がなされているところではあるが、平成28年に長野県が「長野県子どもを性被害から守るための条例」を制定したことにより、全国47都道府県において青少年に対するいわゆる淫行処罰規定が制定されたこととなった。全国で青少年を保護するための同様の規定が制定されている事実を鑑み、児童に対する性犯罪規定の更なる重罰化や処罰範囲の拡大についての議論を深めるよう、国に対して要望すべきである。 |
| **その他の対応** | ●大人に対する啓発  ●青少年に直接働きかける啓発 | ・平成30年度の提言において、被害防止に向けた教育・啓発、相談機能等の充実・強化が求められた。提言を受けた取組が行われているところであり、これらを着実に実行していくことが重要。  ・一方で、青少年を取り巻く大人に対する啓発についても見直すべきである。深い理解と関心を持って青少年の健全な育成に努めるとともに、青少年の健全な成長を阻害する社会環境及び行為から青少年を保護するように努めなければならないという、「大人の責任」について発信していくべき。  ・大阪スマホサミットをはじめ、青少年のネットリテラシー向上にむけた教育・啓発が行われているところであるが、青少年が興味本位などからSNS上にデート援助交際等の書き込みをした場合に、そうした投稿をやめるように呼び掛け、相談窓口等を紹介するような投稿を行うなど、注意・喚起が必要な青少年に直接届く啓発方法についても検討すべき。 |